新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱（実績報告等）第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の４月10日までに提出しなければならない。２　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、事前に別記第４の２号様式による繰越承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。３　補助事業者は、前項の規定により知事の承認を得た場合は、翌年度の４月10日までに、別記第４の３号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。４　補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。５　補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。附則１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。２　この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第８条第６号から第９号まで、第９条第５項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附則この要綱は、平成30年２月20日から施行する。 | 平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱（実績報告等）第９条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、正副２通を知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の４月10日までに提出しなければならない。２　補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。３　補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第５号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。附則１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。２　この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第８条第６号から第９号まで、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４の２号様式（第９条関係）第　　　　　号平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　印平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業繰越承認申請書平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　　第　　　　号で（変更）交付の決定がありました高知県スプリンクラー等整備事業費補助金について、平成2９年度内にこれを完了することが困難となりましたので、平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。記１　繰越金額　　　　　　　　　　　　円２　繰越理由　３　事業完了予定年月日　平成　　年　　月　　日　　４　添付資料繰越計算書（別紙10） |  |

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４の３号様式（第９条関係）第　　　　　号平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　印平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金年度終了実績報告書平成　　年　　月　　日付け高知県指令　　　　第　　　　号で（変更）交付の決定がありました高知県スプリンクラー等整備事業費補助金について、平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。記１　事業進捗状況報告書（別紙11）２　契約書の写し |  |

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第５号様式（第９条関係）第　　　　　号平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　印平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書　平成　　　年　　　月　　　日付け高知県指令　　第　　　　　　号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県スプリンクラー等整備事業費補助金について、平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱第９条第５項の規定により、下記のとおり報告します。記　１　平成　　年　　月　　日付高知県指令　　第　　　号による補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　（補助金確定額）　２　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　　　４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円 | 第５号様式（第９条関係）第　　　　　号平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住　所氏　名　　　　　　　　　印平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書　平成　　　年　　　月　　　日付け高知県指令　　第　　　　　　号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県スプリンクラー等整備事業費補助金について、平成29年度高知県スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり報告します。記　１　平成　　年　　月　　日付高知県指令　　第　　　号による補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　（補助金確定額）　２　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　　　４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円 |

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 別紙10繰　　越　　計　　算　　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交付決定の内容 | 年度末遂行実績 | 事業実施期間 | 備考 |
| 対象事業費 　　 | 補助金額 　　 | 事業進捗状況 | 着手年月日 | 完了予定年月日 |
| 　 | 円 | 円 | 　 | 　 | 　 | 　 |

別紙11事　業　進　捗　状　況　報　告　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交付決定の内容 | 年度末遂行実績 | 事業実施期間 | 備考 |
| 対象事業費 　　 | 補助金額 　　 | 事業進捗状況 | 着手年月日 | 完了予定年月日 |
| 　 | 円 | 円 | 　 | 　 | 　 | 　 |

 |  |